

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

産業革命以降、私たちの生活が便利になるとともに、人間活動を主な要因として世界の平均気温は上昇しています。気温の上昇は気候の変化に影響を与え、海面上昇や洪水の発生など様々な問題が顕在化しています。このままの状況が続いた場合、更なる気候変動によるリスクの増大が懸念され、地球温暖化対策の推進は、地球規模での課題となっています。

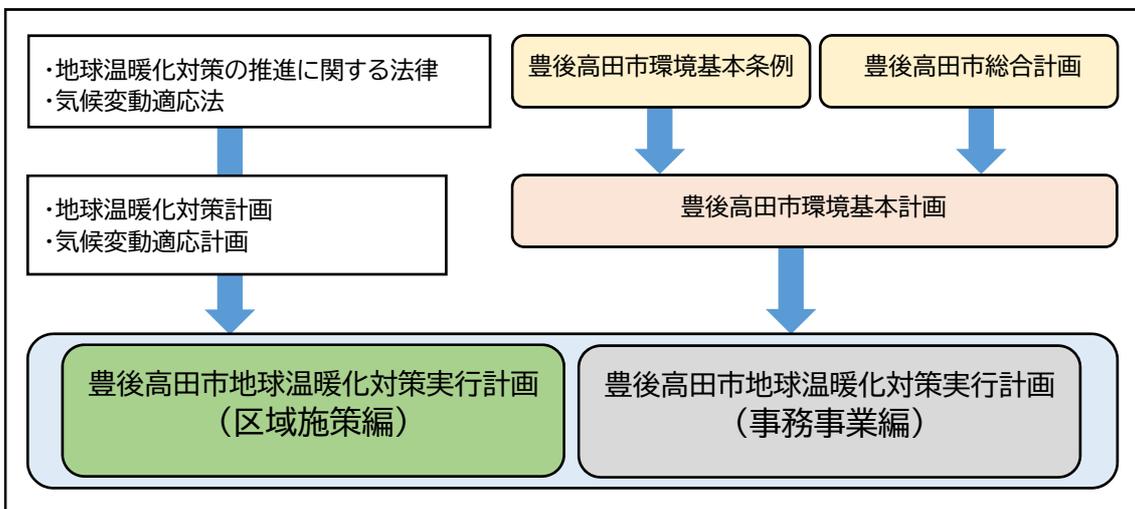
地球温暖化対策に関する国内外の動向として、2015年の「パリ協定」が採択されたことを受けて、国では2021年10月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。また、大分県においては2021年3月に「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」が策定されました。

本市においても国内外の動向を踏まえ、市民、事業者、行政等の協働の取組みを促進し、地球温暖化の抑制に向けた取組みを推進するため、「豊後高田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定します。

2 計画の位置づけ

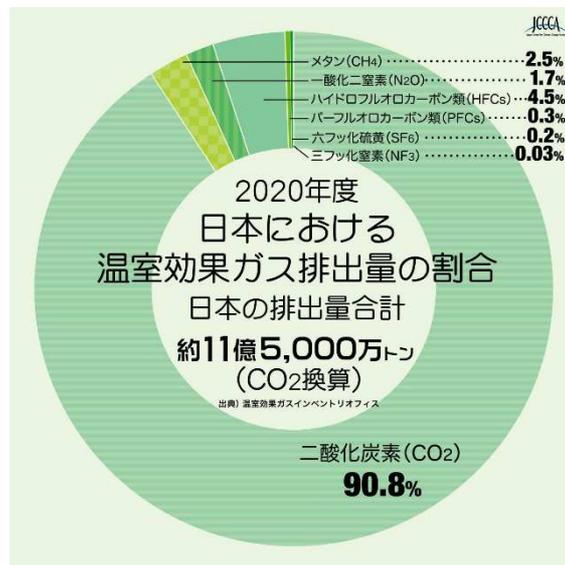
本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」及び気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付けます。

また、豊後高田市の環境行政の基本的事項を定めた「豊後高田市環境基本条例」や「豊後高田市環境基本計画」、さらには最上位の行政計画である「豊後高田市総合計画」に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。



3 対象とする温室効果ガス

本計画では、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に定められている7種類の温室効果ガスのうち、国内では二酸化炭素(CO₂)が全体の9割以上を占めること、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等により市民や事業者の取組みによって削減が可能であることから、二酸化炭素(CO₂)のみを対象とします。



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス/全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)より

4 計画の対象範囲

(1) 対象とする地域

本計画は、市の全域を対象とします。

(2) 対象とする部門及び分野

本計画は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門及び廃棄物分野ごとに二酸化炭素(CO₂)排出量を把握し、削減に向けて取り組めます。

部門及び分野	対象
産業部門	製造業、建設業、鉱業、農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス施設等におけるエネルギー消費に伴う排出
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出 ※自家用自動車からの排出は運輸部門で計上
運輸部門	自動車、鉄道、船舶におけるエネルギー消費に伴う排出
廃棄物分野	廃棄物の焼却処分に伴う排出

5 計画の期間

本計画の期間は、2025年度から国の地球温暖化対策計画の中期目標年度である2030年度までの6年間とします。

なお、計画期間中の社会情勢の変化や技術革新などの環境の変化を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

6 基準年度及び目標年度

基準年度及び目標年度は、国に準拠して2013年度を基準年度とし、中期目標は2030年度、長期目標は2050年度とします。

	2013	2025	2030	2050
計画期間		今期計画	第2次計画	第3次計画
基準年度及び目標年度	年基準		目標中期	目標長期